

議案第96号

**東近江市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する
ことに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

東近江市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用 することに伴う関係条例の整備に関する条例

(東近江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 東近江市水道事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第225号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第2条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第3条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、東近江市の区域（水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定による認可を受けた給水区域に限る。）とする。

(2) 給水人口は、99,800人とする。

(3) 1日最大給水量は、40,400立方メートルとする。

3 下水道事業の事業区域等は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域とする。

第3条第4項を削る。

第4条の見出しを「（上下水道事業管理者）」に改め、同条中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）」を「政令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条中「水道事業の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に、「水道事業所」を「水道部」に改める。

第6条から第8条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第9条第1項中「管理者」を「市長」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「作成し、市長に提出しなければならない」を「作成しなければならない」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第10条中「管理者」を「市長」に改める。

(東近江市事務分掌条例の一部改正)

第2条 東近江市事務分掌条例（平成22年東近江市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号ア中「下水道」を「農村下水道」に改める。

(東近江市特別会計条例の一部改正)

第3条 東近江市特別会計条例（平成17年東近江市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(東近江市下水道事業減債基金条例の一部改正)

第4条 東近江市下水道事業減債基金条例（平成17年東近江市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第4条中「下水道事業特別会計予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第5条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に、「歳計現金」を「下水道事業の業務に必要な経費」に改める。

(東近江市水道水源保護に関する条例の一部改正)

第5条 東近江市水道水源保護に関する条例（平成17年東近江市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「水道事業所」を「水道部」に改める。

(東近江市下水道条例の一部改正)

第6条 東近江市下水道条例（平成17年東近江市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第3号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が別に」に改め、同条第5号中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第2条の4第1号中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第4条第1項第2号中「規則の」を「市長が別に」に改める。

第6条第1項中「規則」を「規程」に改める。

第7条第1項中「規則」を「規程」に改め、同条第2項中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第8条第1項中「規則」を「規程」に改め、同条第3項中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第9条第1項中「規則」を「規程」に改める。

第10条第1項第6号中「燐」を「^{りん}燐」に改める。

第12条第1項第8号中「燐」を「^{りん}燐」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第13条第1項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改め、同条第3項中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第15条、第18条、第20条から第24条及び第27条の規定中「規則」を「規程」に改める。

第31条中「に対して」を削り、「1万円」を「5万円」に改める。

第32条中「に処する」を「を科する」に改める。

(東近江市公共下水道使用料条例の一部改正)

第7条 東近江市公共下水道使用料条例（平成17年東近江市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「規則」を「規程」に、「市長へ」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）へ」に改め、同条第7号中「市長は、」を「市長が」に改め、「認めたときは」の次に「、使用者は」を加える。

第11条第1項中「に対して」を削り、「1万円」を「5万円」に、「を科する」を「を処する」に改め、同条第2項中「詐偽」を「偽り」に改め、「相当する金額」の次に「（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）」を加える。

(東近江市公共下水道事業審議会条例の一部改正)

第8条 東近江市公共下水道事業審議会条例（平成17年東近江市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条」に改める。

第2条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

(東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正)

第9条 東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例（平成17年東近江市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第7条第6項中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(東近江市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 東近江市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年東近江市条例第226号)の一部を次のように改正する。

第4条中「管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第5条中「管理者」を「市長」に改める。

(東近江市水道事業給水条例の一部改正)

第11条 東近江市水道事業給水条例(平成17年東近江市条例第227号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「東近江市水道事業の設置等に関する条例(平成17年東近江市条例第225号)第3条第2項」を「東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年東近江市条例第225号)第3条第2項第1号」に、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第3条、第5条から第12条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第13条中「管理者が」を「市長が別に」に、「管理者」を「市長」に改める。

第14条、第15条、第17条、第19条及び第20条第1項中「管理者」を「市長」に改める。

第21条及び第22条中「管理者」を「市長」に改める。

第23条第1項中「直ちに管理者」を「直ちに市長」に改め、同条第2項及び第4項中「管理者」を「市長」に改める。

第24条、第27条、第28条、第32条及び第34条中「管理者」を「市長」に改める。

第34条の2の見出しを「市以外による施行」に改め、同条中「管理者」を「市長」に改める。

第35条から第40条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第41条の見出しを「市長の責務」に改め、同条中「管理者」を「市長」に改める。

第43条中「管理者」を「市長」に改める。

第44条中「管理者は、」を削り、「に対し」を「は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第45条中「管理者は、詐欺」を「偽り」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(東近江市下水道条例の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する東近江市下水道条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

(東近江市公共下水道使用料条例の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する東近江市公共下水道使用料条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

(東近江市公共下水道事業審議会条例の一部改正に伴う組織及び委員の任期に関する経過措置)

4 この条例の施行の際、改正前の東近江市公共下水道事業審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の東近江市公共下水道事業審議会条例第3条第2項に規定する委員として引き続き在任するものとする。この場合において、その任期は、旧条例第4条第1項本文に規定する任期の残任期間とする。